

2 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和 6 年 2 月 16 日（金） 午前 10 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	北谷教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計 5 人出席】
	事務局	中垣主任、荒谷
	理事者	【教育委員会】 竹平教育部長、小澤子ども未来部長、垣見教育部次長、若林教育部次長、五味原教育政策課長、徳岡教育総務課長、乾教育施設課長、引野教職員課長、山田地域教育課長、松浦文化財課長、牧野学校教育課長、大西教育 DX 推進課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、中口教育支援・相談課長、釋子ども政策課長、片岡保育総務課長、中川教職員課長補佐
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議 題	<p>1 教育長報告</p> <p>（1）令和 5 年度 3 月補正予算要求額について 非公開</p> <p>（2）令和 6 年度予算要求額について 非公開</p> <p>（3）奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 非公開</p> <p>2 議案</p> <p>議案第 38 号 奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部改正について</p> <p>議案第 39 号 教職員の人事について 非公開</p> <p>議案第 40 号 奈良市社会教育委員の委嘱又は任命について</p> <p>議案第 41 号 令和 6 年度奈良市立学校の教材使用の承認について</p> <p>3 その他報告事項</p> <p>（1）奈良市立中学校におけるいじめ事象について 非公開</p>	

<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 教育長報告 (1) 令和5年度3月補正予算要求額については、了承した。 (2) 令和6年度予算要求額については、了承した。 (3) 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、了承した。</p> <p>2 議案 議案第38号 奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部改正については、原案どおり可決した。 議案第39号 教職員の人事については、引き続き審議することとした。 議案第40号 奈良市社会教育委員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。 議案第41号 令和6年度奈良市立学校の教材使用の承認については、原案どおり可決した。</p> <p>3 その他報告事項 (1) 奈良市立中学校におけるいじめ事象については、報告を受けた。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育政策課</p>
<p>議事の内容</p>	
<p>教育長</p>	<p>皆さん、お揃いでしょうか。2月定例教育委員会を始めます。</p>
<p>教育部長</p>	<p>教育長。本日、一条高等学校事務長が公務のため欠席しておりますのでご報告申し上げます。 また、本日もご審議いただきます教職員課の案件の際、補助者として、教職員課長補佐の中川を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>分かりました。 まず、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料については、既にお配りしているとおりでございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>本日の委員会は、委員全員が出席しており委員会は成立します。 ただいまから、2月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と川村委員でお願いします。 次に、会議録の確認を行います。1月定例教育委員会の会議録の署名委員は梅田委員です。梅田委員、いかがでしょうか。</p>

梅田委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。

それでは本日の案件に入ります。本日の案件は教育長報告3件、議案4件、その他報告事項1件の計8件でございます。なお、先月使用承認した後援名義は13件ございましたので、ご報告をいたします。

本日の案件のうち、教育長報告(1)、教育長報告(2)、教育長報告(3)、議案第39号、その他報告事項(1)は、奈良市情報公開条例第7条第2号、第5号及び第6号に当たる事項が含まれているため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。

各委員 異議なし。

教育長 よって、教育長報告(1)、教育長報告(2)、教育長報告(3)、議案第39号、その他報告事項(1)は非公開とすることに決定いたしました。なお、議案第39号及びその他報告事項(1)は、関係課のみでの審議といたします。

それでは、公開の案件から始めます。議案第38号「奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部改正について」、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長 本市では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、子どもたちが安心して義務教育を受けられるよう環境を整えるため、就学援助費を支給しております。支給費目は学用品費、修学旅行費、校外学習活動費、学校給食費、医療費などであり、支給額は、国が定める要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を上限としております。

支給費目のうち、修学旅行費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う入国規制の緩和により、外国人観光客が増加したことに加え、物価高騰等の影響を受け旅行料金が大幅に高騰しており、子どもたちの修学旅行の費用におきましても影響を受けておる次第でございます。子どもたちの修学旅行に要する費用につきましては、実費相当額を上限として予算の範囲内において支給することとし、保護者に対する支援を拡充するものでございます。

この見直しにより、資料2ページの新旧対照表のとおり規則第4条におきまして、現行では、支給費目に係る支給額は、要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を上限としているところを、改正案のとおり、第4条第1項には、規則第3条に定める支給費目のうち第5号に掲げる修学旅行費を除くこととし、第2項に、修学旅行費の支給額は予算の範囲内において教育委員会が定めるものとするを加え、奈良市児童生徒就学援助費支給規則を改めるものでございます。

なお、改正後の奈良市児童生徒就学援助費支給規則は、令和5年度予算に係る援助費から適用するものでございます。

教 育 長 この件に関しまして、ご意見、ご質問いただきますようお願いいたします。

柳 澤 委 員 基本的には物価上昇の影響を受けてということですが、現時点ではほかの項目は、修学旅行費と同様の大幅な高騰への懸念はないということでしょうか。

教育総務課長 今回、燃料費の高騰等が著しく上がっておりまして、修学旅行費（旅行代金）がかなり上がっている状況でございます。そのため、令和5年度におきましても各学校の修学旅行費で基準額を大幅に超えた部分もありましたので、今回見直しさせていただいています。他の学用品費等につきましては、前年度であります但しコロナ補助金を活用して、5,000円補助などもさせていただいているところでございます。

柳 澤 委 員 それが常態化する可能性はないということですか。つまり、国からのサポートがない中、半年間ぐらいのスパンで突発的に物価が上がっていった場合の対応は、その時々でお考えになるつもりでしょうか。適用例が、改めて規則の部分に反映させるという追いかけてこのようなことをするというのでしょうか。

教育総務課長 先ほど申し上げた、要保護児童生徒援助費補助金の予算単価は、国で毎年見直しをかけられておりますので、その単価が上がれば奈良市の方もそれに準じて支給させていただいております。

柳 澤 委 員 そういう趣旨ではなく、コロナがその例ですが、国の予想を超えた場合です。その場合に、教育委員会あるいは市として独自に見直しをした結果、国の基準を超えているということが2学期終わりぐらいに分かれれば、今回のように次年度からこうしようという対応をとられるんですよねということなのですが。

教育総務課長 今のところは国の基準額を上限としておりますが、今回修学旅行費については大幅な値上がりが見えたことから見直しをして支給拡充させていただきました。そのほかの部分につきましては、今のところ国の基準を上限とさせていただきたいと考えております。

柳 澤 委 員 そのとおりで結構ですが、参考のためにお伺いしたいのは、今回修学旅行費が国の基準をオーバーしたのは、割合の観点で言うとどの程度なののでしょうか。

教育総務課長 令和5年の小学校の修学旅行費は、2万2,690円が国の単価となっているのに対し、奈良市の全校の平均を取ると2万9,788円という金額になっており、その部分でかなりオーバーしています。中でも東部の地域になりますと、人数も少なく旅行代金が上がっていることもあり3万5,000円以上かかっている学校もあります。市街地では2万1,000円～2万2,000円など、国の基準額内で収まっている学校もありますが、7割ほどの学校では国の単価より超えている状況ではございます。

柳澤委員 ありがとうございます。状況が分かりました。だから、本年度はその補填措置はせず、次年度から適用するということになるんですね。

教育総務課長 令和5年度予算から適用させていただきます。

柳澤委員 分かりました。

教育長 ほかには、ございませんでしょうか。

梅田委員 この議案の内容については、了承いたします。ですが今後の話として、学用品費として挙げられている項目の中に含まれるものことは考えていかなければなりません。

学校におけるICT機器について、現在は公費負担で進んでいますが将来個人負担になるのかどうなのか、ICT機器に関連する費用を学用品費に含むのかどうなのかというのは、また別途の議論になるのかもしれませんが、やはりICTに関わって様々な教材費がかかってくることも今後の動きとしては十分考えられると思います。そういった動きもしっかり考えた中で、このような援助費の支給についてどのような体制を整えていくのかという検討をまたしていただければと思います。

教育長 それでは、今ご意見いただいたことはしっかり検討するということで、ほかにご意見がないようですので、議案第38号「奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部改正について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第40号「奈良市社会教育委員の委嘱又は任命について」、地域教育課長より説明願います。

地域教育課長 資料をご覧ください。第38期社会教育委員には、岡田和大さん、紙家光郎さん、柴田純さん、加藤国子さん、小北道大さん、中村博子さん、能島裕介さん、廣瀬克子さん、安藤幸さん、岡田龍樹さん。以上10名の方を予定しております。任期は、令和6年2月19日から令和8年2月18日までを予定しております。

教 育 長 それでは、この件に関しましてご意見、ご質問よろしくお願いたします。

川 村 委 員 この議案に関して異議はございません。それを踏まえて質問等教えていただきたいのですが、調べたところ、社会教育という枠組は、やはり学校の教育課程以外の教育活動を組織的に支えるというものだというふうに理解しているのですが、この中には体育やレクリエーションということもあると思います。また、社会教育施設には公民館であったり図書館であったり、博物館や美術館なども含まれると思うのですが、そういった施設に関わる方を社会教育委員会議の場に上げることに必要性を感じられてはいないのでしょうか。

地域教育課長 現在委員の方には、はっきりとそれらの分野でお願いしている方はいらっしゃいませんが、もしそれらに関して専門的なご意見を伺う必要があるときは、適宜機会を設けたいというふうに考えております。

川 村 委 員 委員の定数が16人ということである程度まだ余裕があります。ご意見を伺える場を都度設けていただくというお話でしたけれども、やはりこういった会議に地域住民を巻き込むことも一つの手であり、社会教育行政に奈良市全体で取り組んでいくということが、これからはもっと求められていくのだと思います。また今後、様々なことで色々な方のご意見を伺い、こんな場を設けていただければなと思います。

梅 田 委 員 私もこの議案に対して異議はございませんが、議案に沿ってということで、今年度、社会教育委員会議は既に開催されておられる状況でございましょうか。

地域教育課長 昨年の6月に開催しました。次回は新しい委員の方で近々行う予定ではありますが、まだ日にちははっきりとしておりません。

梅 田 委 員 ありがとうございます。今教えていただいて、年間に1回から2回の頻度で開催しておられるのかなと思いましたが、やはり奈良市においても社会教育行政への施策の反映が必要な点は、今現在でも非常に多くある状況なのではないかなとも思っています。

社会教育委員は社会教育に対してはもちろんのこと、教育委員会に対

しても助言する役割も持っておられることかとも思います。教育委員会として必要な社会教育のあり方等々についても、その時期に即した形で助言としてご意見をお聞きすることが必要な場合にはそのための場を設けるなど、しっかり知見をいただけるような形で、より充実した社会教育のあり方についての、教育委員会としての議論が進められたらよいかとも思っております。また検討の方どうぞよろしくお願いいたします。

新 井 委 員

社会教育委員というものをこの機会に知ったので、奈良市の社会教育委員会議の議事録も少し読んでみたのですが、公民館とふれあい会館についても議論をされている様子もありました。当事者や、地域の核となる人がいらっしやらないなどで、結構表層的な議論しかできていないという印象を受けたため、これは委員として役割は不足しているのではないかなと感じました。

また、今、中学校での部活動を地域にシフトしていくことの話も出ていて、結構各役割がどんどん大きくなっていくのではないかなというふうに感じています。それに対して、委員の数もその分野ももう少しバラエティに富ませたり、回数も年に2回くらいされているとのことですが、ワーキンググループではないですがもう少し踏み込んで議論したりするような体制が、そろそろ必要なのではないかなと感じました。

それこそ議会の中で、公民館のふれあい会館化については反対意見があって終わっているというのもあります。恐らくそれに対して十分に説明できるほど議論をできてなかったせいもあって、そのようになったのではないかなと感じます。色々なことに教育委員会の中でウエイトがどれだけおけるか分かりませんが、感想としては、やはり少し足りない感じがします。今回の議案の、委員の委嘱や任命の件については全く問題ないと思いますので、今後の意見です。

教 育 長

今、川村委員と新井委員からご意見がありましたように、これからは社会教育と学校教育で十分議論を深めることが非常に重要であると考えるところにご指摘いただきました。また、梅田委員からも、社会教育委員の意見を反映して教育委員会として議論することが大切だと同様にご意見をいただきました。今後議論をどう進めるのか、どういう仕組みで進めるのかについては、しっかり考えていかなければならないと思っております。

このことにつきまして、ほかにご意見ございませんでしょうか。

それではご意見がないようですので、議案第40号「奈良市社会教育委員の委嘱又は任命について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。よって議案第 40 号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 41 号「令和 6 年度奈良市立学校の教材使用の承認について」、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長 一条高等学校から、教材使用の申請が出されております。申請がございましたのは、外国語科の英語のうち、エッセイライティングⅠ、エッセイライティングⅡ、時事英語、英語理解、そして第 2 外国語におきまして使用する教材でございます。これら 5 つの科目につきましては、教科書目録に登載される検定教科書がございません。このため、奈良市立学校の管理運営に関する規則第 41 条の規定に基づきまして、検定教科書に代わる教材の承認をお願いするものでございます。

資料 1 ページをご覧ください。申請されている 8 点の教材につきまして、順にご説明をさせていただきます。本年度使用の教材からの継続が 7 点、変更が 1 点の申請となっております。なお、先ほど申し上げた奈良市立学校の管理運営に関する規則第 41 条につきましては、3 ページにお示しさせていただいております。

初めに、エッセイライティングⅠについてです。この科目は、資料を的確に活用した語句や文を用いて、情報や考え、気持ち、意見や主張などを、論理の構成や展開を工夫し、複数の段落から成る文章で詳しく書いて伝えることができるようにすることを目標としております。一条高等学校においては、外国語科の 1 年生で開設する科目となります。申請された教材は、国際的な視点から様々なトピックが取り上げられており、表現活動へと発展させやすい題材が多く取り上げられております。

日常的な場面を想定したライティング課題やペアやグループによる多様な活動を通し、実践的に英語を学ぶことができます。また、リスニング CD やビデオなど音声教材も豊富であるため、生徒の英語力をバランス良く向上させることができます。本年度も使用しており、生徒の英語における情報分析能力や文書作成能力の向上に効果的な教材でしたので、来年度も継続して使用することを申請しております。

次に、エッセイライティングⅡについてです。この科目は、1 年生のエッセイライティングⅠで培った力を擁し、英語を通じて外国の事情や異文化について理解を深めるとともに、異なる文化を持つ人々と積極的にコミュニケーションを図るための態度や能力の育成を目標とするもので、外国語科の 3 年生が使用いたします。申請された教材は、本年度の授業においても使用しており、それぞれの学習を通して生徒が多様な文化に触れることができるものです。また、英語の用法を文法や語彙、語法を総合的に学びながら、意見交換や発表活動など実践的な表現活動に取り組むことができる構成となっております。さらにオンライン教材も充実しており、動画を用いながら各課の予習復習をすることができるため、自主的な学習を促すことができます。生徒の能力、意欲に応じた取

組を通して実力の向上を図ることができる教材でしたので、来年度も継続して使用することを申請いたします。

続きまして、時事英語についてです。この科目は、新聞やテレビ情報通信ネットワークなど、様々なメディアにおいて用いられる英語を理解するとともに、必要な情報を選択し、活用する基礎的な能力を養うことを目標とするもので、外国語科の3年生が使用します。これまで使用していた教材と比較しても、現代社会の身近な問題を、政治、経済、文化、地球環境など、様々な分野に関してより幅広く取り扱っておりますので、実生活に結びつけて考えを深めることができる内容となっております。また、各取組が、リスニング、語彙、リーディング、データの読取り、ディスカッション、ライティング、最終的にはプレゼンテーションに至るまで、段階を踏みながら発展させる学習形態で展開されておりますので、4技能のスキルをバランスよく身につけることができる構成となっております。さらに、音声データを各自でダウンロードし、自宅でのリスニングの学習にも対応しております。なお、この教材は大学の教材としても扱われております。この教材が、前年度からの変更を希望している教材です。

続きまして、英語理解です。この科目では、英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、情報や考えなどを的確に理解し、自分の考えを深める能力を伸ばすことを目標としており、外国語科の3年生が使用いたします。申請された教材は、英語の国際性や英語の多様性に関する知識と理解を深めることができるものです。各課に、本文に関連したトピックについて話し合うことができるコーナーを設けるなど、英語を使ったコミュニケーションや自己表現活動を促すアクティビティが豊富で、文化的知識を広げ実践的に学習を進めていくことが可能です。また、音声データもダウンロードやストリーミング視聴が可能で、家庭でも学習に取り組むことができます。この教材は、英検2級から準1級相当の取得を目指す学習者を対象にした水準となっており、英語を母語としない学習者が英語への理解を深めるために、より適した内容となっております。本年度の使用においても、生徒の英語能力を伸ばす上で適切な教材でございましたので、継続しての使用を申請いたします。

最後に、外国語科におきましては、英語圏以外の言語や文化に触れることを通してグローバルな視点を持つこと、また、広く世界をとらえる感覚を養うことを目標とし、第2外国語科目として英語以外の外国語を学習しております。現在一条高等学校では、2年生において4言語の講座が開講されることになっており、専門の教材を使用いたします。

まず、ドイツ語です。ドイツ語の教材は、ドイツ語に慣れ親しみながら段階的に学習を進めていくことができるように構成されております。全体の分量も適しており、各課の学習項目が見開きで要点が分かりやすくまとめられております。ドイツでの日常を実感できるような会話文に

は、生徒の興味関心を高め、ドイツ語やドイツ文化等への理解を深めることにも役立つと考えております。取り扱う内容やシチュエーションが現代社会に即したものとなっており、本年度の使用においても、初学者が段階を踏んでドイツ語を習得していくことができたため、来年度も継続しての使用を申請しております。

次に、フランス語です。フランス語の教材は文法の説明が明確で分かりやすく、また段階的に示されておりますので、フランス語の文法や文章の組立て方、考え方を理解しやすいものとなっております。各課で取り上げられる会話や読み物は楽しみながらフランスの日常生活や文化への理解を深めるのに効果的なものとなっております。4技能を網羅したタスクで構成されておりますが、内容が複雑すぎず端的にまとめられており、学習に取り組みやすい工夫がなされた教材であるため、継続しての使用を申請しております。

3点目は、中国語です。中国語の教材は本年度も使用しており、具体的な場面設定のもとで語彙や文法が学習できるよう構成された内容から、実践的に中国語を学ぶことができます。また、中国の最新事情を取り上げた写真やコラムが随所に添えられており、学習を通して中国文化に対する理解を深めることもできるため、継続して来年度も申請しております。

最後に、スペイン語です。スペイン語の教材につきましては、日常生活で使われる使用頻度の高い語彙や表現が用いられているため、基本的な会話を効率よく学習することができる構成となっております。また、ライティング問題では、身の回りのことや出来事について表現したり、場面描写をしたりすることを通して、自己表現力を高める工夫がなされております。このことから、これまで使用してきた教材を来年度も申請しております。

なお、第2外国語で使用する教材につきましては、いずれも大学等で扱われているものとなっております。

教 育 長

この件に関しまして、ご意見やご質問よろしくお願いたします。

柳 澤 委 員

検定教科書に代わる教材ということで一応採択と呼ばせていただきますが、高等学校で検討された結果この販売価格について、何か基準などの考え方をお持ちなのでしょうか。

学校教育課長

価格は、検定教科書に比べますと高価なものというふうにはなっております。検定教科書の方は、文部科学省で定めている定価の認可基準があり、英語だと大体700円前後であったかと思うのですが、そのように定められております。それに比較しますと、今回申請に上がっている教材は一般図書ということでどうしても、非常に高額にはなりません。検定教科書がない教科を特別に設けておりますので、仕方がない部分かとは

思っていますが、だからといって高額になってよいというわけではないので、その辺りも学校で考えながら教材を選定している状況です。

教 育 長 ほかに、よろしいでしょうか。

川 村 委 員 この議案に関して異議はございませんが、シンプルな質問をさせていただきます。子どもたちが高校や大学に行く中での第2外国語の扱いに関して振り返ってみますと、あまり取り扱ってきた言語が変わっていないのかなという感覚を持っております。それを踏まえて、例えば今は子どもたちに K-POP が人気なので韓国語であったり、様々な課題はありますが領土的に大きなロシア語であったり、そういったものをご検討されるような余地や方向性みたいなものを、何かしらこれからの子どもたちに向けてという意味合いも込めてお考えになることはあるのでしょうか。

学校教育課長 確かなことは分かりませんが、これまで取り扱ってきた言語は、これまで一条高等学校が長年取組を進めてくる中で定めてきた言語であるかと思えます。ただ一方で、最近の国際化の流れを踏まえると、川村委員のおっしゃったように、他の言語について触れる機会は用意していく必要があるかなと思っております。

このことについて学校の方では、確か令和2年度から部分的にスタートしたと思うのですが、外国語科の生徒たちが学習する授業として国際探究という時間を設けております。この授業では特に定めた教材は使用していませんが、授業の中で様々な言語圏の文化や生活環境にも触れながら多様な言語に触れる場面は用意しておりますので、今おっしゃっていただいたようなニーズのある言語については、このような取組の形で実践していくことはできるかと考えております。

川 村 委 員 やはり、5年後10年後を見据えたときに現状でよいのかということは常に考えていただきながら、子どもたちの興味関心に応えるような教材というものは、常日頃からアンテナを張っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

教 育 長 ほかにございますか。

梅 田 委 員 この教材使用の申請については異議ございません。夏に毎年行われる教科書の選定の時期においても教育の内容に触れながら再度思いを新たにしますが、やはり一条高等学校の進む方向性やその教育のあり方、また、この学科のあり方についても議論してきた時期において、外国語科の持っているノウハウを普通科全般に大きく広げ、そこを今後の一条高等学校の強みとして持っていくんだという議論がなされたことを非常に覚えております。

今回の教材使用は単年度ごとにどのように進めていくかという事務手続きでしかありませんが、数年先のスケジュール感を持った教育内容のあり方についての学校内の議論そのものをより外へ向けても大きく見えるものとしていくことによって、一条高等学校の進んでいる様子をしっかり見せていくことが必要ではないかなと、折に触れて考えを持ちます。今回もこの申請の時期に当たり、それと同時に、どのような議論がなされているのかなという思いを持ったので、またお知らせをしておきたいと思います。

教 育 長

ありがとうございます。外国語科の持っているノウハウを普通科全般に広げていく件については、今後どのような方向で検討が進められているのか教育委員会に示させていただきたいと思います。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

新 井 委 員

現場の先生方が最適なものを選んでくださっているのだと思うので、この選定結果に対して議論はもうなかなかしづらいというのが正直な感想です。何のためにここでこういう承認の作業をしているのかなというのが少し気になるのですが、恐らくこれを見て何かしら疑問を持ったとかがあると、ここで聞く機会があるということだと思います。今回は聞いていると、価格が少し気になるというところだけだったような気がします。そこが多分、皆さんの反応が一番あった部分だったと思うんですけども。そうすると、この価格には生徒の保護者も納得しているかどうかとか、一条高等学校のこの学科で教育費がどれくらいかかっているとか、それに対してこの価格の教科書の負担感としては妥当だとか、何かそういうデータがあると、価格面については納得しやすくなるかと思いました。短い期間で用意するのはなかなか難しいとは思いますが、ここで何を議論するのかというところと、それに対する必要な判断材料が出ていないと、審議にならないかと思いました。

教科書なので、余程のことがない限り恐らく大丈夫だと思うので、特に異議はありませんが、審議の進め方に対してはもう少し工夫の余地があるかと思いました。

教 育 長

ありがとうございます。新井委員ご指摘のとおり、価格面での妥当性も含めたデータの資料も含めて、今後資料の作成を行っていきたいと思います。

ほか、ございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第 41 号「令和 6 年度奈良市立学校の教材使用の承認について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第第 41 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

これで非公開を除く、本日の全ての案件は終了いたしました。

非公開案件

この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。

教育総務課長 教育長報告（1）「令和5年度3月補正予算要求額について」、教育総務課長より概要説明。

本案については、了承した。

教育総務課長
子ども政策課長 教育長報告（2）「令和6年度当初予算要求額について」、教育総務課長及び子ども政策課長より概要説明。

本案については、了承した。

いじめ防止生徒指導課長 教育長報告（3）「奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。

本案については、了承した。

いじめ防止生徒指導課長 その他報告事項（1）「奈良市立中学校におけるいじめ事象について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。

本案については、報告を受けた。

教職員課長 議案第39号「教職員の人事について」、教職員課長より概要説明。

本案については、引き続き審議することとした。

教 育 長 これで本日の全ての案件は終了いたしました。そのほかに何かご意見、ご連絡はございませんでしょうか。

次回の定例教育委員会は、3月27日水曜日10時から予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

それではこれもちまして、本日の教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。